平成２７年（フ）第６９号
金沢市河原市町ハ114番地３　市営住宅１棟307号、従前の住所金沢市吉原町ヨ151番地１
債務者　山本　　満
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第６２号
福井県坂井市三国町北本町１丁目４番26号
債務者　角木屋こと　木谷　尅彬
1　決定年月日時　平成27年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第６７号
福井市江端町第37号18番地２　江端団地２号館319号
債務者　宮田　　遥
1　決定年月日時　平成27年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第６３号
長野県松本市寿台３丁目12番６号
債務者　関口　麻樹
1　決定年月日時　平成27年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第３５号
三重県鈴鹿市南若松町663番地
債務者　伊藤　記子
1　決定年月日時　平成27年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第４６号
三重県津市久居元町1853番地２　元町第３ハイツ406
債務者　西村　義人
1　決定年月日時　平成27年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１１号
三重県尾鷲市林町14番１号
債務者　西　ひろみ
1　決定年月日時　平成27年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２７年（フ）第１２号
三重県尾鷲市矢浜１丁目30番２号
債務者　芝山みさゑ
1　決定年月日時　平成27年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２７年（フ）第１７１号
兵庫県芦屋市山手町12番15―201号
債務者　三浦　雅子（旧姓中嶋）
1　決定年月日時　平成27年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第６号
熊本県阿蘇市一の宮町宮地4746番地１　家入貸家北号室
債務者　坂本　修身
1　決定年月日時　平成27年４月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２７年（フ）第５６号
宮崎市佐土原町東上那珂14304番地、前住所福岡市早良区内野３丁目19番40号
債務者　鶴　　隆一
1　決定年月日時　平成27年４月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第８５号
宮崎市大字本郷南方4563番地１　市営住宅97棟８号
債務者　小野田次男
1　決定年月日時　平成27年４月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第８７号
宮崎市田代町183番地10　サンパルＢ棟205号
債務者　富永　勝彦
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１８号
鹿児島県伊佐市大口大田2332番地227　敷根住宅17号
債務者　石田　　梓
1　決定年月日時　平成27年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２７年（フ）第７３号
佐賀市末広２丁目13番34号
債務者　江副　省三
1　決定年月日時　平成27年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第８９号
佐賀市伊勢町２番６号　グリーンハイツ１階102号
債務者　佐藤　　愛
1　決定年月日時　平成27年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係